**令和3年度**

特定非営利活動法人

鹿児島県介護支援専門員協議会

奄美大島・喜界島支部総会資料

**『結(ゆい)の島　奄美らしい暮らしの実現を目指して』**

総　会　方　法

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の為、書面にて会員への事業実績報告、事業計画（案）を示し、意見及び同意の可否を得る事とした。

理事承認　令和　年　　月　　日過半数承認

会員承認　令和　年　　月　　日　配布

支部規約第15条３項の規定による正会員の半数の同意を得た年月日

承認確認　令和　　年　　月　　日

支部長より

昨年度は新型コロナウイルス感染症への対応に明け暮れた１年となりました。ケアマネジャーのみなさんにおかれましても先行きの見えない状況で懸命に利用者さんに向き合われたことと存じます。

令和３年度の介護報酬改定では、１人44件の逓減制緩和をはじめ、利用者の診察への同席を要件とする通院時情報連携加算が新設され、利用者が亡くなって実際のサービス利用に至らなかった場合であっても、退院時などに必要な相談・調整を行っていれば基本報酬を得られるようになるなど、長らくケアマネのシャドーワークになっていた業務にも光があたり、日本介護支援員協会が継続して国に要望を重ねてきたことが一定の成果が得られたと感じております。

ケアマネジャーに求められる役割は介護保険の枠にとどまらず、地域を支える担い手として年々大きくなっており、地域包括システムの推進、地域共生社会のために力を尽くす必要があると考えます。その為にも、奄美大島・喜界島支部では会員どうし横のつながりを広げ「全員参加型」の協議会として活動を進めたいと思っています。

今年度の支部総会につきましても、諸事情を考慮しまして書面決議とさせていただきます。

下記議案についてご確認の上、書面表決書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

奄美大島・喜界島支部では、会員にとって有意義な情報を発信いたしますので、ぜひホームページ等を参考にしていただければと思います。今年度も支部活動へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 議事
１号議案　令和2年度事業報告及び収支決算（案）
　　　　　監査報告
２号議案　役員改選（案）
３号議案　令和3年度事業計画（案）
４号議案　令和3年度収支予算（案）
５号議案　その他

第1号議案　令和2年度事業報告および収支決算（案）について

令和元年度事業報告（令和2年4月～令和3年3月）抜粋

［主な活動］

★各種更新研修の実施（離島地区での更新研修を維持）

★全国、県　協議会との連携による活動

　アンケート調査、九州大会　、全国大会　、　研修指導者育成

★奄美大島地区行政や関係団体との協働による研修会の開催

★新型コロナウイルス予防に関する取り組み

　研修会　、　陽性者対応のフローチャート作成　等

★ＷＥＢ研修方法の確立

［ホームページ掲載（抜粋）］　総数138件の情報発信を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 新型コロナウイルスへの対応（ケアマネ向け） | 県ケアマネ協議会第２回研修会 |
| 新型コロナ感染症対策に係わる要望について | 研修会の開催方法変更について |
| 介護保険最新情報Vol.825 | 第40回地域包括ケア交流会について（ご案内） |
| 介護従事者向け、コロナ感染症対策 | 第９回在宅医療連携支援研修会 |
| 今だから確認しよう感染症対策 | 第39回地域包括ケア交流会について（ご案内） |
| コロナ対応の事務連絡を図で整理！（第３弾） | 介護認定審査員の募集方法について |
| 新型コロナウイル氏感染症対策」合同研修会 | 第１２回九州・沖縄ブロック研究大会in沖縄 |
| 利用者が新型コロナに罹患した場合でも介護サービスを継続するために | 地域共生社会の実現に向けた行政・包括・在介・社協等の役割と実践について |
| 資格の特例措置 | 快護生活フェスオンライン特別セミナーfromかごしま |
| 介護支援専門員専門研修Ⅰ（中止） | 令和２年度奄美市進路ガイダンスガイドブック |
| ２０２０年度ケアマネ協議会書面総会について | 症例検討会（在宅医療連携支援センター） |
| ２０２０年度総会可決資料 | 令和３年度介護報酬改定説明会について |
| 口腔機能向上研修会 | 令和３年３月２７日　研修会資料 |
| 主任介護支援専門員研修（令和２年度） | 「第37回地域包括ケア交流会について（ご案内） |
| 専門研修Ⅱ（令和２年度） | 第38回地域包括ケア交流会について（ご案内） |
| 「症例検討会」のご案内 |  |

集合研修、集合会議等が難しいなか、ＷＥＢ研修、会議の方法も模索してきた1年間でした。ＺＯＯＭツールのライセンス契約を機にＷＥＢ研修や会議の幅や効率性の向上等のメリットも見えてきました。

第1号議案　令和元年度事業報告および収支決算（案）について

令和2年度収支決算（案）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　収入（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予算額（A） | 決算額（B） | 増減(B)－(A) | 備考 |
| 1.会　費 |  |  |  |  |
| 1. 補助金
 |  |  |  |  |
| 3.委託金 |  |  |  |  |
| 4.諸収入 |  |  |  |  |
| 繰越金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

支　出（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予算額(A) | 決算額 (B) | 増減(B)－(A) | 備　考 |
| 1.会費納入 |  |  |  |  |
| 2.事業費 |  |  |  |  |
| 3.事務運営費 |  |  |  |  |
| 4.予備費 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

［収入支出差引］（収入額）円­－（支出額）円＝（繰越額）円

平成30年度繰越額　円　令和元年度繰越額　円

差し引き収支　円

令和2年度監査報告

第２号議案　役員の改選（案）について

令和3年度　非営利法人　鹿児島県介護支援専門員協議会　奄美大島・喜界島支部役員（案）

★印は、指導者兼任理事となっています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 職場名（略称） | 地区 | 電話番号（職場） |
| 支部長 | ★中里　浩然 | わんわんネット | 名瀬 | 0997-55-1911 |
| 副支部長 | 福留　成吉 | アマンデー | 笠利 | 0997-63-1555 |
| 副支部長 | ★岩井　里砂 | みちしるべ | 瀬戸内 | 0997-73-7171 |
| 副支部長 | ★森　悦朗 | 虹の丘 | 名瀬 | 0997-54-8801 |
| 事務局長 | 長谷川　大 | 奄美佳南園 | 名瀬 | 0997-52-8688 |
| 顧　問 | 朝沼　榎 | 朝沼クリニック | 名瀬 | 0997-55-1555 |
| 監　事 | 師玉　信一郎 | シダマ調剤薬局 | 名瀬 | 0997-52-5671 |
| 監　事 | 依頼中 |  |  |  |
| 相談役 | 依頼中 |  |  |  |
| 相談役 | 盛谷　一郎 | 介護事業所協議会会長 | 名瀬 | 0997-54-2295 |
| 相談役 | 空　席 |  |  |  |
| 相談役 | 空　席 |  |  |  |
| 委員長 | 兼　務 | 副支部長；岩井　里砂（兼） |  |  |
| 委員長 | 里　斉亮 | 社会福祉協議会笠利支所 | 笠利 | 0997-63-2529 |
| 委員長 | 田中　大樹 | 愛寿園（養護） | 龍郷 | 0997-62-2175 |
| 副委員長 | 前田　美穂 | めぐみの園 | 名瀬 | 0997-54-9961 |
| 副委員長 | 沖　純香 | 奄美の園 | 瀬戸内 | 0997-72-4090 |
| 副委員長 | ★渡嘉敷　誠 | 名瀬地域包括支援センター | 名瀬 | 0997-52-1111 |
| 副委員長 | ★平　英知 | 名瀬地域包括支援センター | 名瀬 | 0997-52-1111 |
| 副委員長 | 大海　嘉亮 | 名瀬徳洲会介護センター | 名瀬 | 0997-54-2295 |
| 副委員長 | 西村　みどり | 大島郡医師会病院 | 名瀬 | 0997-54-8113 |
| 理　事 | 保　めぐみ | シダマ調剤薬局 | 名瀬 | 0997-52-5787 |
| 理　事 | 大友　勝仁 | 喜界町社会福祉協議会 | 喜界 | 0997-65-0449 |
| 理　事 | 原口　太悟 | 笠寿園 | 笠利 | 0997-63-0488 |
| 理　事 | ★穂積　雅子 | 奄美佳南園 | 名瀬 | 0997-54-2099 |
| 理　事 | 数原　亜矢 | 奄美中央病院 | 名瀬 | 0997-54-4443 |
| 理　事 | 川口　胤美 | 生協在宅ＳＣせとうち | 瀬戸内 | 0997-72-2822 |
| 理　事 | 宮﨑　貴子 | 大和村社会福祉協議会 | 大和村 | 0997-58-3434 |
| 理　事 | 久永　美晴 | 加計呂麻包括 | 瀬戸内 | 0997-76-0808 |
| 新任理事 | 阿世知　幸一 | 名瀬徳洲会介護センター | 名瀬 | 0997-54-2295 |
| 新任理事 | 児玉　周子 | 龍郷町社協 | 龍郷 | 0997-62-5020 |
| 新任理事 | 藤野　佐智子 | 宇検包括支援センター | 宇検 | 0997-67-2070 |
| 理事退任 | 高塚　真由美 | 瀬戸内町社会福祉協議会 | 瀬戸内 | 0997-72-4144 |
| 理事退任 | 盛谷　一郎 | めぐみの園 | 名瀬 | 0997-54-9961 |
| 理事退任 | 沖野　亜由美 | 名瀬徳洲会介護センター | 名瀬 | 0997-54-2295 |

※敬称略

地域包括システムも変化していく可能性が高く、各種団体との連携を強化してく事を踏まえて、相談役として運営に協力して頂ける方を参画して頂ける様に依頼をしていきます。

　又、指導者の発掘、育成も急務となっています。次世代の育成を加速させていきます。

３号議案　令和3年度事業計画（案）

1. 組織図

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支部長 | 担　当 | 副支部長 | 委員長副委員長理事委員 | 委　員 |
| 中里　浩然 | 【研修1】・質向上 | 福留　成吉 | [委員長] 里　斉亮[副委員長] 渡嘉敷　誠西村　みどり[担当理事] 保 めぐみ　　　　　　原口　太悟数原　亜矢 | 会員の参画希望を募ります |
| 【研修2】・資格更新 | 岩井　里砂 | [委員長] 調整中[副委員長] 沖　純香 平　英知[担当理事] 穂積　雅子宮崎 貴子 |
| 【ＩＣＴ】・生産性向上・広報・ツール開発 | 森　悦朗 | [委員長]　　田中　大樹[副委員長]　前田　美穂大海　嘉亮[担当理事] 川口　胤美 |
| 【事務局】・庶務機能 | 長谷川　大 | [補佐理事] 大友　勝仁空　　　席空　　　席 |
| 顧問 | 朝沼　榎 | 医師 |  |
| 監事 | 師玉　信一郎 | 薬剤師会 |  |
| 監事 | 依頼中 |  |  |
| 相談役 | 盛谷　一郎 | 介護事業所協議会会長 |  |
| 相談役 | 空　　席 | 職能団体へ連携強化の一環として参画依頼推進 |

【会議体】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支部運営会議 | 支部運営に関する決議・事業計画進捗管理・目的達成に資する即決事案 | 構成員・支部長・副支部長・事務局・委員長・関係者（必要時要請） |
| 理事会 | ・支部運営先決事項の確認。・事業運営に関する事案検討。・支部運営に関する提言。・目的達成に関する起案、検討。 | 構成員・全理事・顧問等（必要に応じて参加要請） |
| 各所管会　議 | 担当所管の・計画実行に関する検討・問題解決 | 構成員・所管担当者・必要に応じて他理事の参加要請 |

２）活動計画

|  |  |
| --- | --- |
| 委員会名 | 活　　動　　計　　画 |
| 研修1（質向上） | 新型コロナウイルス感染の世界的拡大は当協議会の活動にも少なからず影響を受けています。そんな中で研修委員会は、従来の研修の他にＺＯＯＭを活用したリモート研修を企画し、県協議会との連携をもとに本土で開催する研修をリモートで受講できるようにする等ケアマネジャーの資質向上及び主任ケアマネジャーの更新研修受講要件となる内容を企画します。 |
| 研修2（資格更新） | ケアマネジャーが受講する法定研修（実務・専門Ⅰ・専門Ⅱ・主任・主任更新）が円滑で効果的なものとなるよう、法定研修の運営状況の把握・研修終了後の評価を行います。指導的立場となる主任ケアマネジャーやファシリテーターの養成のため、人材の募集やレベルに合わせた研修企画を行います。 |
| ＩＣＴ（効率化） | ・令和2年度に引き続きＷＥＢ研修等のノウハウの蓄積と共に機器の整備をしていきます。・ライセンス契約したＺＯＯＭを会員全員が、活用できる方法を確立していきます。・ホームページの活用により情報発信の効率を上げていきます。・ＩＣＴ活用には、会員の皆様にも慣れて頂く必要もあります。各種勉強会の企画も計画していきます。 |
| 事務局 | ・庶務機能のスリム化を図り、安定した事務局機能を継続していける様に企画、提案していきます。・事業継続力の強化を図っていきます。・会員のメリット創設を企画していきます。 |

４号議案　令和3年度収支予算（案）
（収　入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 前年度決算額（B） | 予 算 額（A） | 増　減(B)－(A) | 備　　考 |
| 1.会　費 |  |  |  |  |
| 2.補助金支部関係 |  |  |  |  |
| 3.委託金 |  |  |  |  |
| 4.諸収入 |  |  |  |  |
| 5.繰越金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（支　出）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 前年度決算額（B） | 予 算 額（A） | 増　減(B)－(A) | 内　　　　　容 |
| 1.会費納入 |  |  |  |  |
| 2.事業費 |  |  |  |  |
| 3.事務運営費 |  |  |  |  |
| 4.予備費 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

５号議案　その他

1. 更新研修指導者の発掘、育成
2. 関係諸団体と連携強化を図り、各種事業、事業運営の効率化を図っていく
3. 会員のメリット創設
・研修会参加時の資料費用等（非会員の参加費用、準備代の徴収）
・会員のＷＥＢ機器の共有
4. その他
・会員からの要望聞き取りや実現に向けた企画立案会議の開催
・新型コロナウイルスについての研修会
・更新研修の開催案内等、適時配信していきます。

**特定非営利活動法人**

**鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部規約**

**（名　称）**
第１条　本会は，特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部（以下｢協議会支部｣という。）と称する。

**（事務局）**
第２条　協議会支部の事務を処理するため，事務局に事務局長１名，事務局員若干名，書記会計１名を置くことができる。事務局長及び書記会計は支部長が任命し，事務局員は事務局長が任命する。

**（目　的）**
第３条　協議会支部は，介護支援専門員の職業倫理の向上，介護支援専門員に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め，介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り，もって奄美大島・喜界島地区住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

**（事　業）**
第４条　協議会支部は，特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会（以下｢県協議会｣という。）の下部組織として，前条の目的を達成するために，次の各号に掲げる事業を行う。
（１）　会員の資質向上に関する事業
（２）　介護保険の普及啓発に関する事業
（３）　奄美大島・喜界島地区の介護保険関係者のネットワーク作りに関する事業
（４）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

**（会　員）**
第５条　協議会支部会員は，奄美大島・喜界島地区内に住所又は勤務先を有し，介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３５条の２第１項の規定により，介護支援専門員名簿に登録されている者又は介護支援専門員指導者、本協議会の目的に賛同し、福祉事業の関係者及び団体（賛助会員等）で次の各号に掲げる者とする。
（１）　正会員　日本介護支援専門員協会及び県協議会に入会している者
（２）　賛助会員　協議会支部の目的に賛同し，その事業に協力しようとする者

（３）　介護支援専門員が活動するにあたり利用者と深く関わる職能団体の会員

**（会　費）**
第６条　正会員は，協議会支部年会費１,０００円，賛助会員は，協議会支部年会費3,000円を納めなければならない。（補足；更新正会員8,000円、新規正会員10,000円、賛助会員3,000円）

**（入　会）**
第７条　正会員として入会しようとする者は，県協議会の定める入会申込書により申込を行い，入会が認められた会員は同時に協議会支部の正会員として入会するものとし，協議会支部年会費を速やかに納入しなければならない。
　賛助会員として入会しようとする者は，協議会支部の定める入会申込書により申込を行い，入会が認められた同会員は，協議会支部年会費を速やかに納入しなければならない。

**（退　会）**
第８条　正会員の退会に関しては，県協議会定款により会員の資格の喪失が認められた時点で退会したものとする。
　賛助会員が次の各号のいずれかに該当したときは，退会したものとする。
（１）　退会届の提出をしたとき
（２）　本人が死亡したとき
（３）　継続して１年以上会費を滞納したとき
（４）　除名されたとき

**（役　員）**
第９条　協議会支部に，次の役員を置く。
（１）支部長　　中里　浩然

奄美市名瀬永田町４番１５号
（２）副支部長　　３名
（３）理事　　　　若干名
（４）監事　　　　２名

（５）顧問　　　　若干名

（６）相談役　　　若干名（承認権限は有しないものとする）

**（役員の選出）**
第１０条　理事及び監事は，総会において選出する。総会において選出された理事の中から支部長及び副支部長を選出し承認を得る。

（１）理事は、賛助会員から選出することはできない。

（２）理事及び監事は，相互にこれを兼ねることができない。

（３）相談役は、団体の代表者（役職名）とする事もできる。

**（役員の職務）**
第１１条　支部長は，協議会支部を代表し，会務を統括する。

（１）副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故あるときは，その職務を代行する。
（２）理事は，理事会を構成し，会務を執行する。
（３）監事は，協議会支部の業務及び会計を監査し，総会に報告する。

（４）相談役は、理事等に会議において事業運営に関する助言を行う。

**（役員の任期）**
第１２条　役員の任期は，２年とする。ただし，再任は妨げないものとする。
（１）補欠又は増員により就任した役員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
（２）前各号の規定にかかわらず，役員は，辞任又は任期満了した後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

**（総　会）**
第１３条　総会は，会員をもって構成し，年１回開催する。
　　総会は，次の各号に掲げる事項を議決する。
（１）　事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
（２）　収支予算の決定及び収支決算報告の承認に関する事項
（３）　規約の改廃に関する事項
（４）　その他協議会運営に関する重要な事項

**（会議体）**
第１４条　支部運営会議及び理事会は，理事及び監事、顧問をもって構成する。
（１）支部運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

1. 支部運営に関する即決事項
2. 支部運営の進捗、運営に関する事項

③　 その他目的達成に資する事項

（２）理事会は，次の各号に掲げる事項を審議し，議決する。

➀　総会に付議すべき事項

②　総会において委任された事項

③　その他支部長が必要と認めた事項

**（招集，定足数及び議決）**
第１５条　総会は，支部長が招集し，支部長が議長となる。
（１）理事会は，支部長が招集し，支部長が議長となる。
（２）総会は，正会員の過半数をもって成立し，総会における議事は，正会員の過半数をもって決する。ただし，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（３）総会において，賛助会員は，意見を述べることはできるが，議決には加わることができない。
（４）理事会は，過半数をもって成立し，議事は，出席者の過半数の同意をもって決する。ただし，可否同数のときは，議長の決するところによる。

**（補助組織の設置等）**
第１６条　支部長は，理事会の承認を得て，委員会，部会等の補助組織を設置することができる。

**（経　費）**
第１７条　協議会支部の運営に関する経費は，会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

**（会計年度）**
第１８条　協議会支部の会計年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる。

**（付　則）**
１　この規約の一部改正は，平成２１年度支部協議会総会終了後から施行する。
２　この規約の一部改正は，平成２４年度支部協議会総会終了後から施行する。

３　この規約の一部改正は、令和３年度支部協議会総会終了後から施行する。